

—資料編—

1 太宰府市健康づくり推進協議会規則

昭和 59 年 9 月 14 日 規則第 14 号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項を協議し、その推進に努めるものとする。

- (1) 市民の健康づくりのための企画・立案及び調整に関すること。
- (2) 市民の健康づくりのための啓もう・啓発及び広報活動に関すること。
- (3) その他、市民の健康づくりのために必要な事項

(組織)

第3条 この協議会は、10人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の長が推薦する者
- (3) 医療等識見を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は協議会委員の互選により選出する。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は必要があると認めるときは、関係者から意見を聴取することができる。

3 会議は、委員総数の半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部元気づくり課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定めるものとする。

2 太宰府市健康づくり推進協議会委員名簿

規則による選出区分	推薦団体	氏名
第1号 (関係行政機関の職員)	福岡県筑紫保健福祉環境事務所 (健康増進課長)	原野 京子
第2号 (関係団体の長が推薦する者)	太宰府市自治協議会	百田 利夫
	太宰府市民生委員・児童委員連合協議会	柳 久子
	太宰府市校長会 (太宰府西小学校校長)	鬼木 務
	太宰府市食生活改善推進会 (会長)	佐藤 悦子
第3号 (医療等識見を有する者)	一般社団法人 筑紫医師会	朱雀 公道
	一般社団法人 筑紫歯科医師会	吉村 雅明
	九州大学大学院人間環境学研究院	斉藤 篤司
第4号 (その他市長が適当と認める者)	部落解放同盟筑紫地区協議会 (南支部長)	小西 孝子
	太宰府市健康推進員	中村 友子

太宰府市健康増進計画
食育推進計画

発行年月 平成 31 年 3 月
編集・発行 太宰府市健康福祉部 元気づくり課 健康推進係
〒818-0125
福岡県太宰府市五条三丁目 1 番 1 号 (保健センター)
TEL : 092 - 928 - 2000
FAX : 092 - 920 - 7143